

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【公開番号】特開2010-99153(P2010-99153A)

【公開日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2008-271534(P2008-271534)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 4 F

A 6 3 F 5/04 5 1 6 D

A 6 3 F 5/04 5 1 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月21日(2011.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種の絵柄を循環表示させる複数の循環表示手段と、

前記絵柄の循環表示を開始させるべく操作される開始操作手段と、

役の抽選を行う抽選手段と、

前記各循環表示手段の循環表示を個別に停止させるべく操作される複数の停止操作手段と、

前記開始操作手段の操作に基づいて前記各循環表示手段の循環表示を開始させるとともに、前記停止操作手段の操作に基づいて対応する循環表示手段の循環表示を停止させるよう、前記各循環表示手段を表示制御する表示制御手段と、

前記役の抽選に当選した当選役と対応する当選絵柄が有効位置に所定の組合せを形成して停止した場合、入賞成立として遊技者に特典を付与する特典付与手段と
を備えた遊技機において、

前記各循環表示手段の少なくとも1つには、第1特定役と対応する第1特定絵柄を前記有効位置に到達させることができないタイミングで対応する停止操作手段が操作された場合に第2特定役と対応する第2特定絵柄を前記有効位置に到達させることができず、前記第2特定絵柄を前記有効位置に到達させることができないタイミングで対応する停止操作手段が操作された場合に前記第1特定絵柄を前記有効位置に到達させることができないよう、前記第1特定絵柄と前記第2特定絵柄を離間して配置し、

前記循環表示手段が循環表示する循環表示期間を設定する循環表示期間設定手段と、

前記循環表示期間が終了した場合、前記停止操作手段の操作有無に関わらず循環表示している循環表示手段を強制停止させる強制停止手段と、

前記役の抽選結果が前記第1特定役当選又は前記第2特定役当選であることに基づいて、当選した当選特定役を示唆する示唆手段と、

前記示唆手段が前記当選特定役を示唆する場合に、前記当選特定役の示唆を所定時間経過するまで待機させる待機手段と
を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記強制停止手段は、前記役の抽選結果が当選であっても当選絵柄が前記有効位置に所定の組合せを形成しないよう、前記循環表示手段を強制停止させることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記待機手段が前記当選特定役の示唆を待機させる待機時間に関わる待機時間情報を予め複数記憶する待機時間情報記憶手段と、前記抽選手段の抽選結果が前記第1特定役当選又は前記第2特定役当選である場合、前記待機時間情報記憶手段に記憶された複数の待機時間情報から1の待機時間情報を選択する待機時間情報選択手段と、を備えたことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

特定操作がなされたか否かを判定する判定手段と、前記特定操作がなされた場合に、前記待機手段が前記当選特定役の示唆を待機させる待機時間を変更する待機時間変更手段と、を備えたことを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

前記判定手段は、前記停止操作手段が操作されたことに基づいて前記特定操作がなされたか否かを判定することを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記判定手段が判定する停止操作手段と対応する循環表示手段には、前記第1特定絵柄及び前記第2特定絵柄として同一の絵柄を配置したことを特徴とする請求項5に記載の遊技機。